

軽米町告示第76号

軽米町建設関連業務委託契約に係る最低制限価格取扱要綱を次のように定める。

令和6年12月17日

軽米町長 山 本 賢 一

軽米町建設関連業務委託契約に係る最低制限価格取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（第167条の13の規定により準用する場合を含む。）の規定により行う、測量業務、建築関係コンサルタント業務、土木関係コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務（以下「建設関連業務」という。）の入札の際に設定する最低制限価格の取扱について必要な事項を定めるものとする。

(対象とする契約)

第2条 最低制限価格を定める契約は、競争入札に付する予定価格が50万円以上の建設関連業務委託契約とする。

(最低制限価格の算定方法)

第3条 最低制限価格は、別表の業種区分の欄に掲げる業種の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった設計書又は仕様書等に基づく各項目の①から④までの合計額に100分の110を乗じて得た額とする。

ただし、その額が予定価格に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に10分の8を乗じた額（地質調査業務にあっては10分の8.5）とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に10分の6を乗じて得た額（地質調査業務にあっては3分の2）とする。

2 特別な業務等で、前項の規定により難しいものについては、前項に定める算定方法にかかわらず、契約ごとに10分の6（地質調査業務にあっては3分の2）から10分の8（地質調査業務にあっては10分の8.5）の範囲内で町長が定めるものとする。

3 最低制限価格は、「予定価格を記載した書面」に「最低制限価格〇〇円」と記載するものとする。

4 最低制限価格算出の基礎となる各項目の①から④までの金額に円未満の

端数が生じた場合は、円未満を切り捨てして合計するものとする。

(対象業者への周知)

第4条 町長は、入札通知等の際に、「地方自治法施行令第167条の10第2項（第167条の13において準用する場合を含む）の適用があること」を明示するものとする。

(失格者の取り扱い)

第5条 最低制限価格を下回る入札をした者は失格者として取扱うものとし、失格者の再度入札は認めない。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	直接調査費の額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	—
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額